

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2012年5月21日

【会社名】 ハリマ化成株式会社

【英訳名】 HARIMA CHEMICALS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長谷川吉弘

【本店の所在の場所】 兵庫県加古川市野口町水足671番地の4

【電話番号】 (06) 6201-2461 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 金城照夫

【最寄りの連絡場所】 大阪府中央区今橋4丁目4番7号

【電話番号】 (06) 6201-2461 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 金城照夫

【縦覧に供する場所】  
ハリマ化成株式会社大阪本社  
(大阪府中央区今橋4丁目4番7号)  
ハリマ化成株式会社東京本社  
(東京都中央区日本橋3丁目8番4号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

## 1 【提出理由】

当社は、2012年5月21日開催の取締役会において、2012年10月1日（予定）をもって会社分割を行い持株会社制へ移行することを決定いたしました。これに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### （1）当該新設分割の目的

昨年度のローター社設立により、当社グループの売上高規模は2012年3月期で715億円となり、2011年3月期比で1.72倍へ拡大しております。特に、連単倍率については2.26となり、グループ会社の売上・収益貢献の比率が増しております。

さらに、今後の事業展開を展望すると、樹脂・化成品以外の事業分野拡大や、さらなるグローバル対応などが必要となり、その手段としてM&Aや現地法人設立などの実施によりグループ会社の増加や再編が想定されております。

このように、グループ企業規模、およびグループ企業数が拡大する一方、現在のグループ経営については、従来どおりハリマ化成本体の組織で対応しており、内容およびリソース面からも見直しすべき時期に来ております。

特に、グループ全体最適を見据えたグローバルな戦略策定が急務であるため、純粋持株会社による戦略を踏まえたグループ企業管理、資金・人材の適正配分を図ることが必要と考え、今回の会社分割による持株会社制への移行を決定いたしました。また、ガバナンスの推進と中立な観点での事業評価を実施してまいります。

また、これに伴い、当社は商号を「ハリマ化成グループ株式会社」と変更し、当社の事業を分割して、新設する「ハリマ化成株式会社」へ承継させるものであります。

### （2）当該新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他の新設分割計画の内容

#### ① 新設分割の方法

当社を分割会社とし、当社は「ハリマ化成グループ株式会社」へ商号変更するとともに、新設する「ハリマ化成株式会社」を承継会社とする分社型新設分割であります。

#### ② 新設分割に係る割当ての内容

新設する「ハリマ化成株式会社」は、当社に対し普通株式170,000株を発行し、その全てを当社に割り当てます。

#### ③ その他の新設分割計画の内容

当社が2012年5月21日の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、「新設分割計画書」のとおりであります。

### （3）新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本新設分割は当社が単独で行う新設分割であり、割り当てられる株式数によって当社と新設分割設立会社との間の実質的な権利義務関係に差異が生じないことから、割り当てられる株式数を任意に定めることができると認められるため、第三者機関による算定は実施せず、完全子会社となる新設分割設立会社株式の効率的な管理及び新設分割設立会社の資本金の額等を考慮し、決定いたしました。

### （4）当該新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資

本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ハリマ化成株式会社
本店の所在地	兵庫県加古川市野口町水足671番地の4
代表者の氏名	代表取締役社長 長谷川 吉弘
資本金の額	5,000,000千円
純資産の額	8,500,000千円
総資産の額	未定
事業の内容	樹脂化成品事業、製紙用薬品事業及び電子材料事業

(5) 新設分割計画は次のとおりであります。

## 新設会社分割計画書

ハリマ化成株式会社（本店 兵庫県加古川市野口町水足671番地の4。以下、「当社」という。）は、その経営する事業のうち、樹脂化成品事業、製紙用薬品事業及び電子材料事業（以下、「本件事業」という。）に関する権利義務を、分割により設立するハリマ化成株式会社（本店 兵庫県加古川市野口町水足671番地の4。以下、「新設会社」という。）に承継させるために新設分割（以下、「本件分割」という。）を行うものとし、その新設分割計画（以下、「本計画」という。）の内容を以下のとおり定めるものとする。

（新設会社の定款で定める事項等）

第 1 条 新設会社の目的、商号及び発行可能株式総数並びにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙「ハリマ化成株式会社定款」記載のとおりとし、本店の所在地は下記のとおりとする。

本 店 兵庫県加古川市野口町水足671番地の4

（新設会社が本件分割により当社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

第 2 条 新設会社は、本件分割に際し、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおり資産、債務、雇用契約その他の権利義務を当社より承継する。

2 本件分割により当社から新設会社へ移転する権利義務から生じる債務については、その一切を当社が重畳的債務引受を行い連帯して負担するものとする。

（新設会社が本件分割に際して交付する株式）

第 3 条 新設会社は、本件分割に際して普通株式170,000株を発行し、その全てを前条に定める権利義務の対価として当社に交付する。

（新設会社の資本金及び準備金等の額に関する事項）

第 4 条 新設会社の設立の際における資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

- (1) 資 本 金 金50億円
- (2) 資本準備金 金35億円
- (3) その他資本剰余金 会社計算規則第49条第1項に規定する株主資本等変動額から上記(1)及び(2)の額を減じて得た額
- (4) 利益準備金 金0円
- (5) その他利益剰余金 金0円

（効力発生日）

第 5 条 新設会社の設立の登記をすべき日（以下、「効力発生日」という。）は、2012年10月1日とする。ただし手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、これを変更することができる。

（本計画承認総会）

第 6 条 当社は、効力発生日の前日までに株主総会を招集し、本計画の承認及び本件分割に必要な事項の決議を求める。

(新設会社の設立時取締役、設立時代表取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人)

第 7 条 新設会社の設立時取締役、設立時代表取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人は次のとおりとする。

設立時取締役	長谷川 吉 弘
設立時取締役	河 野 政 直
設立時取締役	稲 葉 正 志
設立時取締役	岩 佐 哲
設立時取締役	松 葉 頼 重
設立時取締役	水 谷 安 裕
設立時取締役	清 野 光 則
設立時取締役	土 田 史 明
設立時代表取締役	長谷川 吉 弘
設立時監査役	田 中 饒一良
設立時会計監査人	有限責任監査法人トーマツ

(競業禁止義務)

第 8 条 当社は、本件分割の効力発生後においても、会社法第21条第1項に定める競業禁止義務を負わないものとする。

(本件分割条件の変更)

第 9 条 本計画承認の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産状態もしくは、経営状態に重要な変動を生じたときは、当社は本件分割条件を変更し、または本件分割を中止することができる。

(本計画以外の事項)

第 10 条 本計画に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定することができる。

2012年5月21日

兵庫県加古川市野口町水足671番地の4  
ハリマ化成株式会社  
代表取締役社長 長谷川吉弘 印  
以上

(別紙1)

# ハリマ化成株式会社定款

## 第1章 総 則

### 第1条 (商号)

当社は、ハリマ化成株式会社と称し、  
英文では、HARIMA CHEMICALS, INC. と表示する。

### 第2条 (目的)

当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 次の各製品、その原材料、副産物および関連製品の製造、加工、売買  
および輸出入
  - イ. 天然樹脂、テレピン油、トール油等油脂類
  - ロ. 合成樹脂、合成樹脂添加剤、金属石けん、その他工業薬品
  - ハ. 医薬品、農薬、香料
  - ニ. 農畜水林産物
2. 普通倉庫業務
3. 冷蔵倉庫業務
4. 工業所有権、ノウハウ等の無体財産権の取得、譲渡および提供
5. 前各号に付帯または関連する一切の事業

### 第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を兵庫県加古川市におく。

### 第4条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 会計監査人

### 第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

### 第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、68万株とする。

### 第 7 条 (株式の譲渡制限)

当社の株式を譲渡により取得するときは、取締役会の承認を受けなければならない。

### 第 8 条 (株券不発行)

当社の発行する株式については、株券を発行しない。

### 第 9 条 (株式取扱規則)

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

### 第 10 条 (招 集)

当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

### 第 11 条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### 第 12 条 (招集権者および議長)

株主総会は、社長が招集し、その議長となる。

社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

### 第 13 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、

計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 14 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 15 条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会

第 16 条 (員 数)

当会社の取締役は、12名以内とする。

第 17 条 (選任方法)

取締役は、株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 18 条 (任 期)



取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第19条 (役付取締役)

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて名誉会長、会長各1名および副社長、専務、常務、相談役各若干名を選定することができる。

第20条 (代表取締役)

社長は、会社を代表し、会社の業務を総括する。

2. 取締役会は、その決議をもって、会長、副社長、専務および常務の中から当会社を代表する取締役を選定することができる。

第21条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、会長が招集し、その議長となる。

会長を置かないとき、または会長に事故あるときは、社長がこれにあたり、社長にも事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

第22条 (招集)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第23条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第24条 (取締役会の決議の省略)

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 25 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 26 条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

第 27 条 (社外取締役との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、当会社に対する賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役

第 28 条 (員 数)

当会社の監査役は、5名以内とする。

第 29 条 (選任方法)

監査役は、株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 30 条 (任 期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 31 条 (報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 32 条 (社外監査役との責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、当社に対する賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計 算

第 33 条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第 34 条 (剰余金の配当等)

当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という）に対して剰余金の配当を行う。

第 35 条 (中間配当)

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、金銭による剰余金の配当を行うことができる。

第 36 条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息をつけない。

## 第 7 章 附則

第 37 条 (最初の事業年度)

当社の最初の事業年度は、会社成立の日から2013年3月31日までとする。

第 38 条 (設立時取締役、設立時代表取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人)

当会社の設立時取締役、設立時代表取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人は、次のとおりとする。

設立時取締役	長谷川 吉 弘
設立時取締役	河 野 政 直
設立時取締役	稲 葉 正 志
設立時取締役	岩 佐 哲
設立時取締役	松 葉 頼 重
設立時取締役	水 谷 安 裕
設立時取締役	清 野 光 則
設立時取締役	土 田 史 明
設立時代表取締役	長谷川 吉 弘
設立時監査役	田 中 饒一良
設立時会計監査人	有限責任監査法人トーマツ

(別紙2)

## 承継権利義務明細表

本件分割の効力発生日において、新設会社が本件分割により当社から承継する権利義務については、法令上もしくは契約上承継できないものを除き、次に定めるとおりとし、これらの権利義務のうち資産及び負債の額については、2012年3月31日現在の貸借対照表を基礎とし、これに本件分割の効力発生日の前日までの増減を加味した上で確定する。

### 1. 承継する資産

本件分割の効力発生日時点において、本件事業に関して当社が有する一切の売掛金、製品、半製品及び原材料。

本件分割で新設会社が承継する純資産額が85億円に満つるまでの現金及び預金。

### 2. 承継する負債

本件分割の効力発生日時点において、本件事業に関して当社が有する一切の買掛金、未払金、未払費用及び退職給付引当金。

### 3. 承継する雇用契約

本件分割の効力発生日時点における、全ての従業員（嘱託従業員、契約社員及び臨時従業員を含む。）との雇用契約。

### 4. 承継する雇用契約以外の契約上の地位等

本件分割の効力発生日時点における本件事業に関わる一切の取引の基本契約および付随する契約における契約上の地位並びに契約に付随する権利義務。

### 5. 承継する知的財産権

本件分割の効力発生日時点において、本件事業に関して当社が有する一切の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権。

### 6. 承継する許認可等

本件分割の効力発生日時点において、法令上承継可能な本件事業に属する一切の許認可、免許、承認、登録、届出等。

以上